土地売買等届出書記載等の手引き

R7.7.1施行

１　土地売買等届出書の記載について

1. 国土利用計画法第２３条第１項の規定に基づく届出は、「国土利用計画法施行規則第２０条第１項に規定する届出書の様式を定める規則」に規定する別記様式「土地売買等届出書」（以下「届出書」という。）によるものとし、届出書の記載に当たっては下記表に基づき必要な事項を記載し、該当事項がない場合は「該当なし」と記載する。

（２）届出書は、同一当事者間の契約ごとに作成することを原則とする。

（３）対象となる土地の所在が２市町村以上にまたがる場合は、市町村ごとに届出書を作成する。

２　添付図書等について

　　届出書に添付する図書等については、原則として次によるものとする。

（１）位置図（国土利用計画法施行規則（以下「規則」という。）第５条第２項第２号）

　　　対象地の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の地形図

　　　（国土地理院発行の地形図等）

（２）周辺状況図（規則第５条第２項第３号）

　　　対象地及びその付近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の図面

　　　（国土地理院発行の縮尺２千５百分の１の国土基本図等）

（３）形状図（規則第５条第２項第４号）

　　　対象地の形状を明らかにした図面（公図等）

（４）土地売買等の契約書の写し又はこれに代わる書類

（５）その他必要と認められる書類

（委任状、実測図、個別法令に基づく許可書等の写し）

３　提出部数について

　　　土地売買等届出書については３部、添付書類については２部とする。





「※」の項目については、可能な限り記載すること。